



企第19号

平成29年6月27日

小田原箱根商工会議所

会 頭 鈴 木 悌 介 様

小田原市長 加 藤 憲



市民の財産である三の丸地区を活かす整備の為、少年院移転後の跡地取得の意思表示を行う要望について（回答）

今般、三の丸地区内にある横浜地方裁判所小田原支部及び小田原法務合同庁舎の移転先として小田原少年院移転後の跡地取得の意思表示をすべきとのご要望をいただきました。

本市といたしましても、これらの施設が他の用地に移転することは、三の丸地区のまちづくりにとっても望ましいことと考えております。

しかしながら、移転候補地としてご提案のありました小田原少年院跡地の取得につきましては、今後、市立病院の建替え等、巨額の整備費用を要する重要な事業が控えておりますことから、極めて困難であると判断しております。

このため、小田原少年院跡地の取得は断念し、横浜地方裁判所小田原支部及び小田原法務合同庁舎の移転につきましては、長期的な視点で検討していくことといたしておりますので、何卒ご理解いただきたいと存じます。

なお、本市では、今年度、将来の三の丸地区全体の整備に向けた構想の策定を予定しており、策定後には、国の関係機関等に対して市としての考え方をしっかりと示してまいりたいと考えておりますので、ご協力賜りますようお願いいたします。

担当：企画部企画政策課政策調整担当課長 阿部

電話：0465-33-1400

会 頭	専務理事	事務局長	総務部長	相談所長	次 長	課 長	係 長	係

